

教員連絡事項 (以下の押印は正当な理由で欠席したことを証する)		
※事務記入欄 (学生記入不要)	検 収	受 付

定期試験欠席届

_____年 ____月 ____日

試 験 日 _____年 ____月 ____日 ____曜日 ____部 ____時限
 科 目 名 _____
 担 当 教 員 _____ 様

私こと、下記の理由により定期試験を欠席しましたので、証明書（診断書等）を添えて届け出ます。
 併せて、欠席理由及び証明書の内容について、虚偽記載がないことを誓約します。

【学生情報】

所 属 _____学部 ____部 _____学科 ____年 ____組
 学 生 番 号 _____
 氏 名 _____
 連絡先（携帯） _____
 E-mail _____@hgu.jp

※定期試験欠席に関する連絡は、担当教員から上記連絡先または E-mail アドレスに行います。

【欠席理由】 必要書類については別紙を参照してください。

欠席理由	該当するものに○を付けること
1. 病気・ケガ	【 】
2. 採用試験、公務員試験等の受験	【 】
3. 公共交通機関の障害（遅延・事故）	【 】
4. 忌引（対象は原則1・2親等および配偶者） ※法事（年忌法要）は不可	【 】 続柄 _____ ※該当するときには、続柄も明記のこと
5. 部・サークル活動における大会等への参加	【 】
6. 上記以外の理由	【 】 ※該当するときには詳細な理由を明記のこと _____ _____ _____

■2024年度 試験欠席届が認められる理由と必要書類

理由	必要書類(写も可)【※1】	備考	補足・例示	届出期限	その他・手続きなど
1.病気・ケガ	以下のいずれかによる ①医師が作成した診断書または証明書 ②医療機関発行の医療内容明細、処方箋、領収書 ③学費支給者など家族による理由書	以下の要件を満たしたものであること ①原則として 試験日に受診 し、試験日に 受験が不可能である理由が明記 されており、日付・医療機関名・医師の 署名捺印が必要 ②原則として 試験日に受診 し、 病状などが推定できる ものである ③試験日に 受験できない理由が詳細に記載 されており、家族の署名捺印が必要	①：「試験日に受験が不可能な理由」とは、病名・症状や「自宅療養を要する」などの記載を指す ①②：試験日に受診できなかった場合、受診可能となり次第、速やかに受診の上、診断書・証明書の発行を受けること ③：必要に応じて、理由書の作成者に詳細を問い合わせることがある	当該試験日の3日後 (日曜日は3日の中に含まない)【※2】	
2.採用試験、公務員試験等	受験先が発行した受験を証明する書類	以下の要件を全て満たしたものであること 1) 受験日時・受験会場が記載されている 2) 受験先の署名捺印(会社印等)が必要	証明書が発行されない場合は、証明する書類でも可		
3.公共交通機関の障害(遅延・事故)	当該交通機関が発行した証明書(遅延証明書等)	以下の要件を全て満たしたものであること 1) 日付・時刻・障害内容の記載が必要 2) 遅延の場合、遅延した時間の記載が必要 3) 当該駅等で当日配布された証明書であること ※当該交通機関会社のHPから出力したものは無効とする。	3)：当該交通機関会社のHPから出力したものは無効とするのは、利用の有無によらず出力可能なため		
4.忌引(法事(年忌法要)は不可)	以下のいずれかによる ①会葬礼状 会葬礼状がない場合は、 ②新聞掲載「お悔やみ欄」と家族による証明文書	対象となるのは原則として 1親等(親、子) 、 2親等(兄弟姉妹、祖父母、孫)および配偶者のみ ※上記以外に該当する場合は事前に所属学部事務室に確認すること ②「証明文書」はお悔やみ欄掲載者が1親等・2親等または配偶者である旨を記載し、通夜告別式の日時・場所を記載のうえ署名捺印が必要	②：「〇〇は当該学生の祖父であり、△月△日に死去し、△月〇日に通夜、翌日に葬儀が行われた」といった家族の署名捺印入り文書に「お悔やみ欄」を添付して提出する。		「上記以外に該当する場合」は所属学部事務→教務センター長に確認(教務センター長が判断)
5.部・サークル活動における大会等への参加	以下のいずれも必要 ①参加する大会の開催要項 ②部長または顧問が作成した参加証明文書	学外の部活・サークルや個人参加の場合 は、左記①②に加えて大会の担当機関が発行した「派遣依頼書(書式は任意)」も必要 ※「派遣依頼書」は学長宛に発行されたものに限る			
6.上記以外の理由	定期試験を欠席する「やむを得ない理由」に該当するかどうかの確認が必要なため、 事前に所属学部事務室に確認 すること				【手続き】 所属学部事務→教務センター長に確認(教務センター長が判断) ※「上記以外の理由」のみ、2025年度以降も所属学部事務→教務センター長を想定。非常勤講師⇄教務センター長間でのやり取りは難しいため

【※1】 上記の理由に該当するも必要書類が提出困難な場合については、その理由を吟味し教務センター長が判断する。

【※2】 例、2023年8月4日(金)の試験を欠席した場合 ※8月7日(月)が最終日(=定期試験予備日)

0日目	1日目	-	2日目	3日目	-	-	← 「当該試験終了後3営業日以内」
-	-	-	0日目	1日目	2日目	3日目	← 「定期試験期間最終日から3営業日後」
8月4日	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日	8月9日	8月10日	
(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	